

# 令和6年度「創業者等伴走型支援事業」業務委託 企画提案公募要領

この要領は令和6年度「創業者等伴走型支援事業」業務委託に関する企画提案および契約の締結において留意すべき事項を記したものである。企画提案の申請者は、以下の事項を承知の上、企画提案書を提出すること。

## 1 事業名

創業者等伴走型支援事業

## 2 事業の概要および目的

本事業は、創業計画等の事業計画に基づき事業を実施している小規模事業者に対して経営に関する専門家を派遣し、現状の把握、課題の整理、課題に対する助言及び助言の実行支援を実施し、小規模事業者の経営力の向上や倒産・廃業の防止を図る。

## 3 契約期間

契約締結の日～令和7年2月28日

## 4 委託料上限額

9,000千円（消費税および地方消費税含む）

## 5 委託業務内容

別添の令和6年度「創業者等伴走型支援事業」に係る業務委託企画提案仕様書のとおり

## 6 参加資格

次の要件を全て満たす法人とする。

- (1) 沖縄県内に本社、支社、本店、支店、営業所等を有すること。
- (2) 中小企業等経営強化法第31条第1項の規定に基づき、経営革新等支援業務を行う者として認定を受けた者であること。

< 中小企業等経営強化法（抜粋） >

第四節 支援体制の整備

（認定経営革新等支援機関）

第三十一条 主務大臣は、主務省令で定めるところにより、次項に規定する業務（以下「経営革新等支援業務」という。）を行う者であつて、基本方針に適合すると認められるものを、その申請により、経営革新等支援業務を行う者として認定することができる。

2 前項の認定を受けた者（以下「認定経営革新等支援機関」という。）は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 経営革新又は経営力向上を行おうとする中小企業等の経営資源の内容、財務内容その他経営の状況の分析

二 経営革新のための事業又は経営力向上に係る事業の計画の策定に係る指導及び助言並びに当該計画に従って行われる事業の実施に関し必要な指導及び助言

3 第一項の認定を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 事務所の所在地
- 三 経営革新等支援業務に関する次に掲げる事項
  - イ 経営革新等支援業務の内容
  - ロ 経営革新等支援業務の実施体制
  - ハ イ及びロに掲げるもののほか、主務省令で定める事項
- 4 認定経営革新等支援機関は、前項第一号及び第二号に掲げる事項に変更があったときは遅滞なく、同項第三号イからハまでに掲げる事項の変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときはあらかじめ、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定を準用する（ただし、一般競争入札参加資格を欠く者を除く）。

- <地方自治法施行令>（昭和 22 年政令第 16 号）  
 第 167 条の 4 第 1 項 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
  - 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

- (4) 本事業の趣旨に沿った事業内容を企画し、運営する能力を有し、本業務を履行することができる体制が整備されていること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当する者でないこと及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 7 業務委託仕様、企画提案書類について

- (1) 提出期限：令和 6 年 5 月 24 日（金）12 時必着（厳守）
- (2) 提出場所：沖縄県商工労働部中小企業支援課（沖縄県庁 8 階）  
 〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 中小企業支援課
- (3) 提出方法：

下記提出書類を一連にして 7 部作成し、各書類の間にインデックスで間仕切りを入れた上で、長辺左側に穴をあけ、各部を A 4 縦型フラットファイルに綴り、持参もしくは郵送（書留郵便）にて提出すること。なお、副本は全て正本の複写とする。

【提出部数：正本 1 部（片面印刷）、副本 6 部（片面印刷）、計 7 部】

※提出書類コ及びサについては、正本のみ（1 部）の提出で構わない。

※提出書類は、ア～シの順序で編綴すること。

(4) 提出書類一式

- ア 企画提案応募申請書……………【様式 1】
  - イ 企画提案書……………【様式 2】
- 企画提案の記載方法は任意だが、別添「企画提案仕様書」等を踏まえ、以下の項目を必ず記載すること。また、審査員が容易に理解できるよう、図表を用いるなど工夫し、説明

は簡潔にすること。

(ア) 支援の実施方法

創業枠、事業承継枠、事業再生・再チャレンジ枠、それぞれの事業者への支援方法

(イ) 効果検証の実施方法

ウ 法人概要表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式 3】

エ 経費見積書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式 4】

オ 事業計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式 5】

カ 実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式 6】

キ 類似・関連事業実績書（過去 3 年以内）・・・・・・・・・・・・ 【様式 7】

ク 誓約書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 【様式 8】

ケ 直近 3 期分の事業報告書、貸借対照表、収支決算書等の経理的基礎を有することを明らかにする書類（設立後、3 期を迎えていない法人にあつては、直近までのもの）

コ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書・・・・・・・・・・ 1 部

サ 県税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類

(ア) 都道府県が発行する都道府県税に未納がないことの証明書  
（発行後 3 か月以内のもの）・・・・・・・・ 1 部

(イ) 税務署が発行する「法人税」及び「消費税及地方消費税」に未納がないことの証明書  
（発行後 3 か月以内のもの）・・・・・・・・ 1 部

シ （コンソーシアムの場合）コンソーシアム協定書（写）、上記ウ、キ～サを構成員毎に提出

## 8 応募スケジュール（以下から記載する日時の年は、全て令和 6 年とする）

契約までのスケジュールは次のとおりを予定しているが、変更することもあり得る。

- (1) 公募期間：公告の日～5 月 24 日（金）12 時まで ※応募書類必着
- (2) 質問期間：公告の日～5 月 16 日（木）17 時受付分まで
- (3) 企画提案審査（プレゼンテーション審査）：5 月 31 日（金）予定（別途通知）
- (4) 委託事業者決定及び審査結果通知：6 月上旬
- (5) 契約締結、事業開始：6 月上旬

## 9 審査・選定方法

応募資格、申請書類及び添付書類の確認を行ったうえで、各要件を満たしている者に対して、令和 6 年 5 月 29 日（水）までにその後の審査日程等について通知する。

- (1) 選定に当たっては、沖縄県商工労働部内に設置する委託業者選定委員会において、提案内容や経費等を、企画提案審査要領に基づき審査し、最も優れた 1 者を選定する。応募者が 1 者であった場合は、選定委員会において妥当性の審査を行う。審査結果については、6 月上旬に電話及び文書で通知する。

※ 審査前に県担当者が確認・ヒアリングを求める場合がある。なお、提出書類等の返却は行わない。

※ 審査結果についての異議申立て、質問等は受け付けない。

- (2) 審査基準

審査は、令和 6 年度「創業者等伴走型支援事業」業務委託業者選定要領により、令和 6 年度「創業者等伴走型支援事業」に係る業務委託業者選定委員会において行うこととする。

審査においては、以下の 5 つの項目を評価指標とし、最も優れた提案者を選定する。

- ① 担当伴走支援員は、支援対象者に対する効果的な伴走支援を期待できるか。
- ② 支援可能な分野（販路拡大、商品開発、資金調達など）や業種（製造業、小売業など）は、幅広いものとなっているか。
- ③ 伴走支援内容や報告書内容のチェック体制は、効果的かつ具体的なものとなっているか。
- ④ スケジュール管理など、本事業を円滑に実施する体制を有しているか。
- ⑤ その他過去の類似事業の実績など、支援対象者へのより効果的な伴走支援が期待できるものがあるか。

## 10 質問事項

- (1) 質問方法：本応募要項及び企画提案仕様書に関して質問がある場合は、質問書【様式9】に質問事項を記入のうえ、電子メール又はFAXによって提出することとし、送信後速やかに問い合わせ先の担当まで電話連絡し、受信の確認を行うこと。
- (2) 問い合わせ先：沖縄県商工労働部中小企業支援課（担当：下地）沖縄県那覇市泉崎 1-2-2  
電話：098-866-2343（質問期間中の平日 8:30～16:30 を問い合わせ対応時間とする。）  
FAX：098-861-4661 E-mail：aa052108@pref.okinawa.lg.jp
- (3) 回答方法：令和6年5月22日（水）までに中小企業支援課ホームページに掲載する。

## 11 その他

- (1) 企画提案書等の作成に要する経費、企画提案に参加する経費等については参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 採否に関する異議申し立て等は受け付けない。
- (5) 採用された企画提案書等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、協議により変更することがある。
- (6) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、沖縄県財務規則第101条第2項（※）の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。
- (7) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
  - ① 提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合
  - ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ③ 本要領に違反すると認められる場合
  - ④ 審査の公平性に影響を与える不正行為があった場合
  - ⑤ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合
- (8) 検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県商工労働部中小企業支援課と受託者とで別途協議して決めることとする。

## 12 問い合わせ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁 8 階  
沖縄県商工労働部中小企業支援課 金融班 担当：下地  
電話：098-866-2343 FAX：098-861-4661  
E-mail：aa052108@pref.okinawa.lg.jp